

とやま中央会 FAX 情報

2019. 3. 1 発行 №554

平成 30 年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募を開始

全国中小企業団体中央会では、平成 30 年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（ものづくり補助金）の公募を 2 月 18 日（月）より開始しました。本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。公募期間は 2019 年 5 月 8 日（水）（第一次締切：2019 年 2 月 23 日（土））まで、6 月中（一次締切分については 3 月中）を目処に採択公表を行う予定です。

1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の骨格である中小企業・小規模事業者等（特定非営利活動法人を含む）が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

2. 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

(1) 革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で、「付加価値額」年率 3% 及び「経常利益」年率 1% の向上を達成できる計画であること。

(2) ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5 年で「付

加価値額」年率 3% 及び「経常利益」年率 1% の向上を達成できる計画であること。

3. 公募期間

受付開始 2019 年 2 月 18 日（月）

第一次締切 2019 年 2 月 23 日（土）
（当日消印有効）

第二次締切 2019 年 5 月 8 日（水）
（当日消印有効）

「ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>)」での電子申請の場合は、2019 年 4 月中下旬（予定）～5 月 10 日（金）15 時となります。

4. 補助対象事業及び補助率

(1) 一般型

中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

・補助額：100 万円～1,000 万円

・補助率：1/2 以内

●生産性向上特別措置法に基づき、2019 年 1 月 31 日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区長村において、補助事業を実施す

る事業者が「先端設備導入計画」の認定を2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は新規の設備導入を行う計画であること）の補助率は2/3

●3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3

- ・設備投資：必要
- ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

・その他

●複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で1,000万円）。

●特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる①、②に応じた要件を満たすこととする。

①特定非営利活動法人単体で申請を行う場合
法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、交付決定時までには本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること。

②特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合

・共同申請の半数以上が中小企業者によって

構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること。

・特定非営利活動法人に対する補助金額が共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。

●生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能（共同申請の場合は全体で30万円までの増額）。

(2) 小規模型

①設備投資のみ

小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。

・補助額：100万円～500万円

・補助率：1/2以内

●一般型と同様、2018年12月20日以降に先端設備導入計画の認定を受けた場合、2018年12月21日以降に経営革新計画の承認を受けた場合は2/3

●小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の場合は2/3

・設備投資：必要

・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費

・その他：複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）。

②試作開発等

小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発（設備等を伴わない試作開発等を含む）を支援します。

・補助額：100万円～500万円

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

- ・補助率：1／2以内（（2）小規模型①設備投資のみの補助率に記載した条件を満たす事業者は2／3）
- ・設備投資：可能（必須ではない）
- ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費
- ・その他

●①、②とも生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能（共同申請の場合は全体で30万円までの増額とする）。

●特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合は（1）一般型に記載した要件を満たすこととする。

5. 補助事業実施期間

交付決定日から2019年12月27日（金）まで（小規模型の場合は交付決定日から2019年11月29日（金）まで）。

6. お申込み・お問合せ先

本会ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 富山県地域事務局
TEL：076-482-5738

◇ テレビ電話経営相談を開始しました（富山県よろず支援拠点）

富山県よろず支援拠点では、お近くの指定機関からテレビ電話で経営相談ができる「テレビ電話経営相談」を開始しました。

ご相談がある場合は、事前にご予約いただき、日程調整の後、指定機関にお越しく下さい。

1. 指定機関

- 黒部商工会議所（黒部市植木23-1）
- 氷見商工会議所（氷見市南大町10-1）
- 高岡信用金庫（高岡市守山町68番地）

2. 相談時間 9時～17時

3. お申込み・お問合せ先

富山県よろず支援拠点

TEL：076-444-5605

FAX：076-444-5646

E-Mail: yorozu@tonio.or.jp

お電話もしくは下記URLお申込みフォームからお申込みください。

<https://www.tonio.or.jp/info/yorozu/>

◇ 平成31年度富山県中央会助成事業の希望調査について

本会では、国や県の補助を受けて、中小企業組合・中小企業を構成員としたグループ・共同出資会社等の組織の活性化や事業運営の円滑化を図るため、各種助成事業を実施していますが、2019年度の予算作成の参考に資するため、希望調査を行っています。実施を希望される場合は、「助成事業実施希望書」により、3月15日（金）までにご連絡くださいますようお願いいたします。

1. 富山県中央会助成事業の概要

以下、中央会が事業費を支出する事業

(1) 組合特定問題研究会（自己負担なし）

①懇談会の開催 事業費規模：55千円/回

②研修会の開催 事業費規模：98千円/回

(2) 個別専門指導（補助率2/3）

①テーマ別 事業費規模：21千円/回

②組合別 事業費規模：231千円（1組合等あたり延べ10回）

(3) 組織化集中指導事業（補助率2/3）

実施回数：3回（1組合あたり）

事業費規模：315千円

(4) 青年部研究会

対象組合：組合等の青年部

開催回数：3回（1組合あたり）

事業費規模：225千円

(5) 女性部研究会

対象組合：組合等の女性部

開催回数：3回（1組合あたり）

事業費規模：225 千円

(6) 小企業者組合特別講習会（補助率 2/3）

対象組合：小企業者組合

補助金額：100 千円以内（1 件あたり）

(7) 小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業（組合が事業費を支出）

対象組合：小企業者組合

補助率・補助金額：補助対象経費（税抜）の 6/10 以内又は 1,200 千円（税抜）以内のいずれか低い額

(8) 取引力強化推進事業（組合が事業費を支出）

補助率 2/3）

対象組合：小規模事業者組合

補助金額：500 千円（税抜）以内（下限 100 千円（税抜））

(9) 中小企業組合等活路開拓事業（組合が事業費を支出）

補助率：補助対象経費の 6/10 以内

補助金額：上限 11,588 千円（予定）

下限 1,000 千円

※展示会等出展・開催事業について上限は 5,000 千円とする。

(10) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業（組合が事業費を支出）

補助率：補助対象経費の 6/10 以内

補助金額：上限 11,588 千円（予定）

下限 1,000 千円

※(9)（展示会等出展・開催事業は除く）、(10)について、事業終了後 3 年以内に「売上が 10% 以上増加することが見込まれる」又は「コストが 10% 以上削減することが見込まれる」事業について

は、上限 20,000 千円（予定）

※(9)、(10)について内容の詳細、応募方法等は全国中央会のホームページをご覧ください。また、公募開始は 2019 年 4 月 1 日となりますが、応募にあたって、本会からの推薦書の交付があれば書面審査の際に加点されることとなりますので、事前に本会組合担当者までご相談ください。

2. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 総務課

TEL：076-424-3686

FAX：076-422-0835

◇ 協会けんぽ富山支部の保険料率の変更について

2019 年 3 月分（4 月納付分）から、健康保険料率及び介護保険料率が改定されます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 改定内容

健康保険料率：9.71%（現行：9.81%）

介護保険料率：1.73%（現行：1.57%）

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

2. お問い合わせ先

協会けんぽ富山支部

TEL：076-431-6155



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6 階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835